○法務省・厚生労働省令第六号

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十八条第四号ホ及び第二十一条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省・厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの） **第一条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」という。）第十八条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一～十四　（略） （国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができない者） **第二条**　令第十八条第四号ホの法務省令・厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことができない者） **第三条**　令第二十一条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十八条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一～十四　（略） （新設）

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百五十二号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

○環境省令第二十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行に伴い、並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第二十六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第八条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

環境大臣　小泉進次郎

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付） **第二十一条**　（略） 一～三　（略） 四　労働者災害補償保険法第十二条の八第一項第二号の規定による休業補償給付、同項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同項第五号の規定による葬祭料、同項第六号の規定による傷病補償年金、同項第七号の規定による介護補償給付、同法第二十条の二第二号の規定による複数事業労働者休業給付、同条第三号の規定による複数事業労働者障害給付、同条第四号の規定による複数事業労働者遺族給付、同条第五号の規定による複数事業労働者葬祭給付、同条第六号の規定による複数事業労働者傷病年金、同条第七号の規定による複数事業労働者介護給付、同法第二十一条第二号の規定による休業給付、同条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同条第五号の規定による葬祭給付、同条第六号の規定による傷病年金、同条第七号の規定による介護給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金	（令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付） **第二十一条**　（略） 一～三　（略） 四　労働者災害補償保険法第十二条の八第一項第二号の規定による休業補償給付、同項第三号の規定による障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同項第五号の規定による葬祭料、同項第六号の規定による傷病補償年金、同項第七号の規定による介護補償給付、同法第二十一条第二号の規定による休業給付、同条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同条第五号の規定による葬祭給付、同条第六号の規定による傷病年金、同条第七号の規定による介護給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金